

第2章 Q&A

- Q 1 : 養護者による高齢者虐待の相談・通報があり、事実確認等を行った際、どのような場合、対応部署として一時保護（分離）の実施を判断すればよいですか。 … 21
- Q 2 : 分離の手段にはどのようなものがありますか。 …… 24
- Q 3 : やむを得ない事由による措置を行う市町村は、住民票がある市町村と住んでいる市町村のどちらですか。 …… 25
- Q 4 : 措置等に関して、住民票が他市町村にある場合、他市町村への介護保険の利用状況等の個人情報の提供依頼はどのように行えばよいですか。 …… 25
- Q 5 : 医療機関等に情報提供を依頼することはできますか。 …… 25
- Q 6 : やむを得ない事由による措置について、特別養護老人ホームから協力が得られない場合、どのように対応すればよいですか。 …… 26
- Q 7 : やむを得ない事由による措置を行うための空居室・空床の確保はどのようにすればよいですか。 …… 26
- Q 8 : 静養室等居室以外のやむを得ない事由による措置の受入れは可能ですか。 … 26
- Q 9 : やむを得ない事由による措置後の面会制限はどのように行えばよいですか。 … 27
- Q 10 : 65歳未満の方への虐待に関する相談・通報への対応をどうすればよいですか。 … 28
- Q 11 : 経済的虐待はどのような状況を指しますか。 …… 28

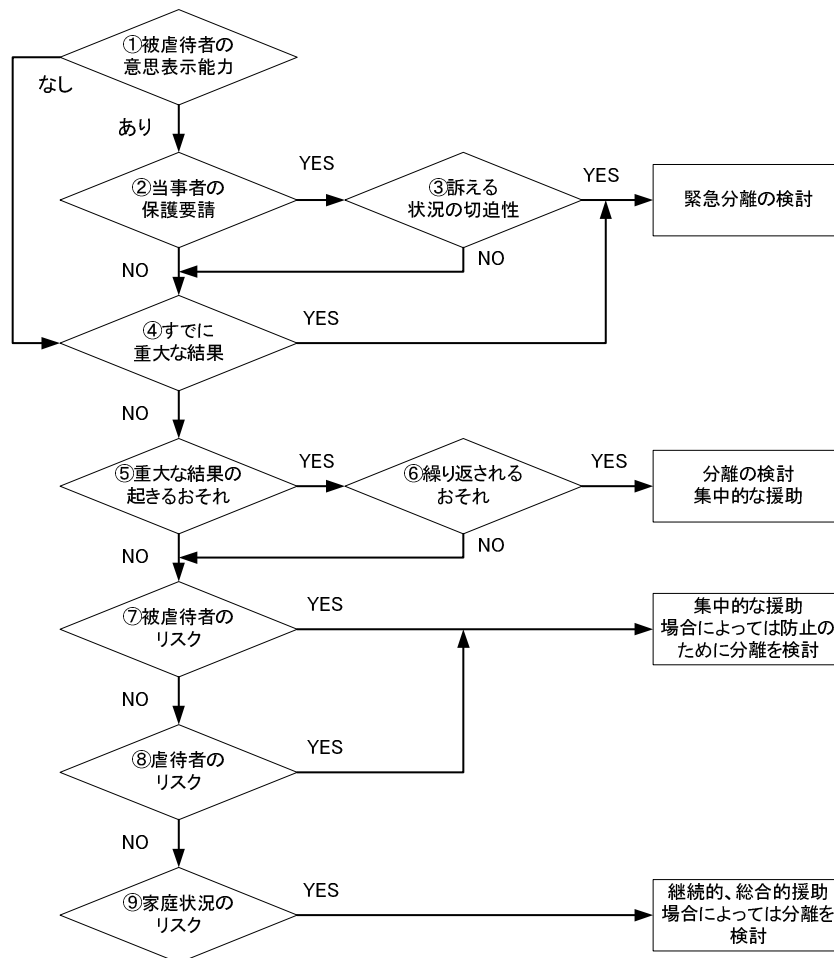
※平成21年度に各市町村の高齢者虐待担当主管課に対し、アンケートを実施し高齢者虐待について困っている内容についての回答や、県に市町村より問合せがあった内容を、Q&Aの項目とした。

Q1：養護者による高齢者虐待の相談・通報があり、事実確認等を行った際、どのような場合、対応部署として一時保護（分離）の実施を判断すればよいですか。

A：「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成18年4月厚生労働省老健局）」では、保護・分離は「高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合」に検討する必要があります。
 また、「その判断は担当個人ではなく、市町村としての決定であることが重要」とあり、個別ケース会議を通じ、関連機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で合理的な判断を求めています。

一時保護の要否判断フロー図

参考



分離・集中的援助要否判断の手順

- ・ ①が「あり」であって、②、③、④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
- ・ ①が「なし」の場合、④である場合、緊急分離を検討
- ・ ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、もしくは集中的援助を実施
- ・ ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中的援助、場合によっては一時、分離検討
- ・ ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要場合によっては一時、分離を検討

※副田あけみ 首都大学東京都教養学部教授が「児童虐待対応の手引き」を参考に作成したもの。

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

	あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま	関連情報、あるいは強み・良い点等を記入
レッド	① 被害者は意思疎通が可能か？ []できない（ ）	
	② 当事者が保護を求めているか？ []被害者自身が保護を求めている（ ） []虐待者が高齢者の保護を求めている（ ）	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ []「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり（ ） []「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり（ ）	
	④ すでに重大な結果が生じているか？ []例：頭部外傷（血腫 骨折） 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他（ ）	
イエロー1	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ []頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、 極端な怯え、その他（ ）	
	⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ []習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他（ ） []虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避（ ） []虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他（ ）	
	⑦ 被害者に虐待につながるリスク要因があるか？ []認知症程度：Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M []行動上の問題：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他（ ） []寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 []性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他（ ） []精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ）	
イエロー2	⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ []被害者への拒否的感情や態度（ ） []重い介護負担感（ ） []介護疲れ（ ） []認知症や介護に関する知識・技術不足（ ） []性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他（ ） []障害・疾患：知的障害 精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ） []経済的問題：低所得 失業 借金 被害者への経済的依存 その他（ ）	
	⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ []長期にわたる虐待者・被害者間の不和の関係（ ） []虐待者・被害者の共依存関係（ ） []虐待者が暴力の被害者（ ） []その他の家族・親族の無関心（ ） []住環境の悪さ：狭い 被害者の居室なし 非衛生的 その他（ ）	

判断の目安

レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で④に○がある場合

⇒ 緊急保護の検討

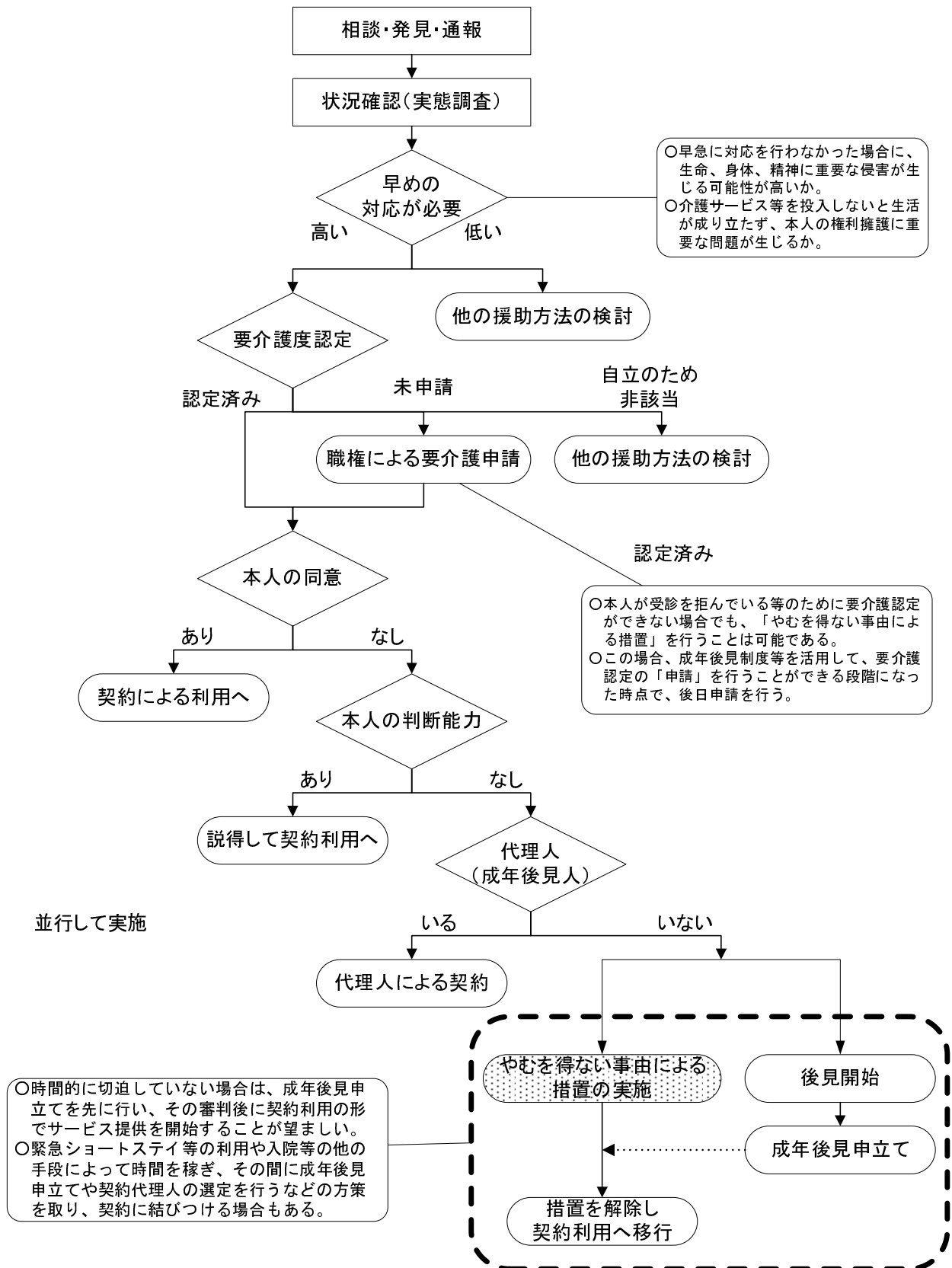
イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○ ⇒ 保護の検討、もしくは集中的援助

イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○ ⇒ 集中的援助、もしくは防止のための保護検討

イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○ ⇒ 継続的、総合的援助

※副田あけみ 首都大学東京都市教養学部教授作成

「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー



Q2：分離の手段にはどのようなものがありますか。

A：虐待者から、被虐待者を分離する手段には、以下のような対応方法があります。

対応方法	備 考
契約によるサービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態に持っていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護 (緊急ショートステイ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護（緊急ショートステイ）事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・自立している高齢者の女性が暴力を受けている等の場合は、女性相談機関の一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスが著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・家族分離の効果があるサービスの種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人を入所させる施設。
公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 ・高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）

※「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を元に作成

やむを得ない事由による措置は、特別養護老人ホームへの入所と居宅サービスの利用(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等)があります。緊急一時保護については、各市区町村が実施している事業であるため、各市区町村で利用可能な対象などを整理し、把握しておく必要があります。また、必要に応じて入院などの対応も検討します。

Q3：やむを得ない事由による措置を行う市町村は、住民票がある市町村と住んでいる市町村のどちらですか。

A：老人福祉法第五条の四には、居住地がある市町村が措置の実施者となると規定されており、居住地の定義となる法律の条文はありません。「民法第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。」、「第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。」とそれぞれ規定されており、生活をしている場を基本としています。

このことから、住民票がある市町村ではなく、実際に住んでいる市町村が実施者となります。

しかし、介護保険の利用状況など住民票のある市町村が持つ情報があることで、有効な支援を行うことが可能ですから、住民票のある市町村に協力を依頼し、連携を取り高齢者の支援を行うことが重要です。

やむを得ない事由による措置を行う実施者

居住地等	実施者
65歳以上の者が居住地を有する場合	居住地の市町村
65歳以上の者が居住地を有しないか、不明な場合	現在地の市町村

全国介護保険担当課長会議資料（平成11年9月17日）より

Q4：措置等に関して、住民票が他市町村にある場合、他市町村への介護保険の利用状況等の個人情報の提供依頼はどのように行えばよいですか。

A：市町村が実施する措置に関して、市町村が行わなければならない業務として、老人福祉法第5条2では「市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。」とされています。

このことから、他市町村に対して、情報提供を依頼し、情報提供依頼を受けた市町村は情報提供を行うことが必要です。

情報提供依頼は、各市町村間で連絡をとり、対応を依頼します。市町村によっては、首長名での依頼文等が必要な場合がありますが、高齢者虐待に関して、国より示されている様式は特にならないため、各市町村間で調整を行い、各市町村の決まりに従って作成し、依頼を行います。

Q5：医療機関等に情報提供を依頼することはできますか。

A：「「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関する

Q&A（事例集）厚生労働省 平成18年4月21日改訂版」には、「高齢者虐待については、市町村、担当ケアマネジャーや介護サービス事業者が十分に連携して解決に当たることが必要です。事案によっては高齢者本人の同意を得ることが困難なケースが考えられますが、高齢者本人の生命、身体、財産の保護のために必要である場合は、個人情報保護法第23条第1項第2号（人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）に該当するものとして、高齢者本人の同意が得られなくても、関係機関に情報提供を行うことが可能です。」とあり、このことから、医療機関等に説明し、協力を求め、情報提供を依頼することは可能です。

Q6：やむを得ない事由による措置について、特別養護老人ホームから協力が得られない場合、どのように対応すればよいですか。

A：老人福祉法第20条2では、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第11条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない」と規定されています。

しかし、受託施設は、虐待者への対応等を恐れ、入所を拒む場合もあります。

その場合、虐待者である養護者の対応等、市町村が協力し、施設が単独で対応しないことを確認するなど、粘り強く説得を行います。

また、虐待発生前から、協力関係を作っていくことが重要です。

同様に、やむを得ない事由による措置以外でも、虐待事例では、入所を拒まれる場合もあります。

平成11年3月31日厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第4条の2により、特別養護老人ホームは、正当な理由なく入所を拒否してはならないこととなっており、「正当な理由」の解釈にもよりますが、身元引受人を立てられないことを理由として、入所を拒否することは適当ではありません。

Q7：やむを得ない事由による措置を行うための空居室・空床の確保はどのようにすればよいですか。

A：高齢者虐待防止法第9条第2項では、やむを得ない事由による措置を行うために、同法第10条では、市町村は短期入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの居室を確保する措置を講ずることと規定されています。

そのため、虐待が発生する以前から、市町村内の特別養護老人ホーム等と連携をとり、協力を求めておく必要があります。

県内の一部の自治体では、虐待対応に限ってはいませんが、緊急一時保護のための空床確保の事業を実施している例があります。

また、地域の複数の短期入所生活介護事業者と緊急短期入所ネットワーク加算を活用した協働の体制づくりも考えられます。

Q8：静養室等居室以外のやむを得ない事由による措置の受け入れは可能ですか。

A：高齢者虐待防止法第10条では、措置を行うための必要な居室の確保を規定しています。

しかし、厚生労働省「国民の皆様の声・集計結果報告票（地方自治体・本省受付分）」平成22年8月13日～8月19日受付分に、「虐待の理由により、やむを得ない事情として定員超過している特別養護老人ホームに入所していただく場合、静養室を用いることは可能であるか。」との問いに対して、「居室以外の部屋を用いる場合に、静養室を用いることは手段として選択されうるものであるが、退所等の理由により入所者数が減少した場合は、速やかに居室に移動していただく必要がある。」旨回答との記載があります。

原則はやむを得ない事由による措置は、居室を使用することとなっていますが、虐待発生時は、高齢者の保護を優先し、措置を行う居室がない等、真にやむを得ない場合は、居室が使用できるまでの短期間であれば静養室等を用いることも選択肢の一つとして考えることができます。

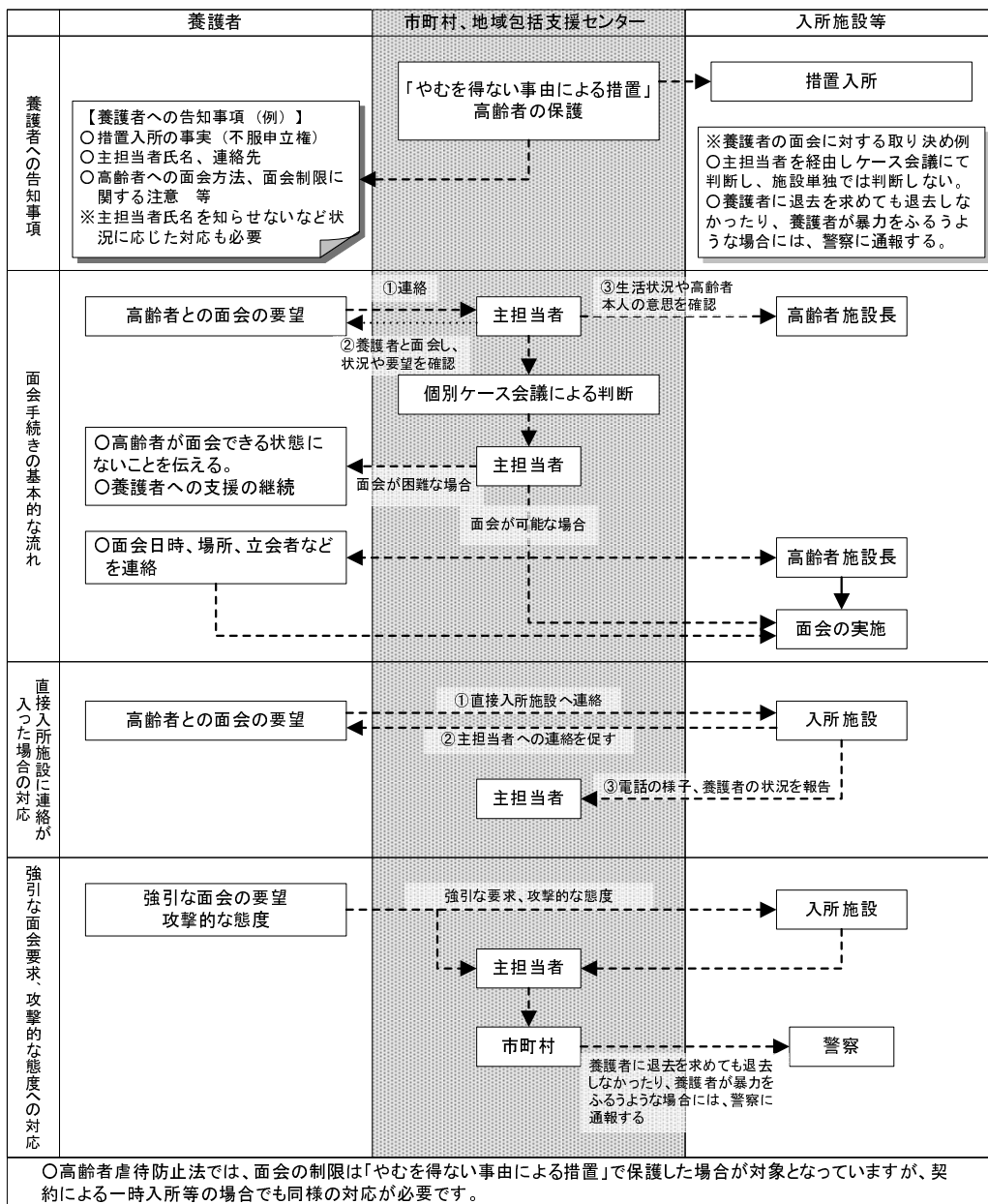
Q9：やむを得ない事由による措置後の面会制限はどのように行えばよいですか。

A：高齢者虐待防止法第13条では、やむを得ない事由による措置が採られた場合、市町村長又は措置を受託した介護施設の施設長は、高齢者虐待を行った養護者について面会を制限することができるとしています。

高齢者虐待を行った養護者から、面会の申出があった場合は、措置を行った市町村担当者と、施設で事前に対応方法等を協議し、担当職員が高齢者本人の意思を確認するとともに、養護者が面会を希望する理由などの確認し、ケース会議で判断を行います。

また、面会の際には、状況により主担当や施設職員が立ち会うことも検討します。

高齢者虐待を行った養護者が強引に面会の要望を行ったり、暴力行為があるようであれば、状況に応じて、警察に協力を求めます。



「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援について
(平成18年4月厚生労働省老健局)」

Q10：65歳未満の方への虐待に関する相談・通報への対応をどうすればよいですか。

A：高齢者虐待防止法、第2条 「この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。」とあり、65歳未満の方は、高齢者虐待防止法の対象ではありません。

ただし、高齢者虐待防止法の附則（検討）2に「高齢者以外の者であつて、精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とあり、65歳未満の方への虐待については、今後の検討課題とされています。

65歳未満の方であっても、養護を必要としている者であれば、権利侵害や、生命・身体が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、老人福祉法第5条の4において、措置の対象者として「65歳未満の者でも特に必要があると認められるものを含む」と規定されていることから、そのような方が、虐待を受けているとの相談・通報があった場合は、措置等適切に対応することが望ましいと考えられます。

Q11：経済的虐待はどのような状況を指しますか。

A：厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」では、経済的虐待は、「本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。」とあり、具体的な例として、

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

などが挙げられており、この記述から各事例について判断する必要があります。

特に、認知症の高齢者は、本人の合意や本人の希望については、判断が難しいと言えますが、このような状況では、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を早急に行う必要があります。また、法律上の判断が難しい場合は、弁護士等へ相談することも考えられます。